



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2018年第2号

今回のテーマ：クロスボーダー税制・中国投資資金還元の新財税優遇措置の公布について

背景

国務院は2017年8月に《外資増加の促進に関する若干措置の通知》（国発[2017]39号）を公布した。中国における外資の継続的な拡大投資を奨励・外資利用と対外投資の結合を促進することを明確にした財税支援政策である。

2017年年末に、財政部・国家税務総局・国家発展改革委員会・商務部より、「国外投資者が利益分配により直接投資する場合の所得税暫定非課税措置政策問題に関する通知（財税[2017]88号、以下、88号文）」と「国外所得に対する税収控除・免除政策の完備に関する通知（財税[2017]84号、以下、84号文）」が公布され、2017年1月1日に遡及して施行される。88号文と84号文は外資企業の再投資と中国の居住者企業の海外投資に重大な利益をもたらす。

テーマ	「引進來」 中国における外資企業の再投資免税	「走出去」 国外収益の免除・控除税務優遇拡大
目的	中国における外資の継続的な拡大投資を奨励するため、88号文は、国外投資者が中国国内居住者企業から配分される利益を奨励類投資項目に直接投資し、規定条件を満たす場合、 納税繰延政策が適用 されると規定した。 （88号文が発表される前、非居住者企業が取得する中国国内の配当所得について10%の税率で源泉所得税が徴収された。）	我が国の「一帯一路」戦略実施及び中国国内居住者企業の対外投資の活発化に伴い、現政策では複数国（地区）へ投資した企業の国外収益の免除・控除の限度額の過少・投資階級が少なく、「走出去」企業の実際状況と一定の差異があり、一部分の税額は免除・控除できない。 84号文の発表は 税収免除・控除政策を全業界に拡大 し、「走出去」企業にとってよりよい政策環境となった。 （84号文が発表される前、特定業界（石油企業）のみ適用された。）
主要内容	国外投資者は納税繰延優遇措置を適用する場合、以下の条件を全て同時に満たさなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ● 直接投資—分配された利益を直接投資すること（増資、新設、持分買収などの資本投資を含む。）。 ● 実際分配—中国国内居住者企業から投資者に実際に分配され且つ実現された収益による利息、配当金など資本投資収益であること（前年度の留保利益を含む。）。 ● 直接的支払—投資した資金（資産）は直接投資先企業または持分譲渡企業の口座に振り込まなければならないこと（中間で所有が転移することは許されない。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業は国外源泉とする課税所得額につき、国（地区）別に計算する方法、又は国（地区）を問わずまとめて計算する方法のいずれか一つを選択し、控除可能な国外所得税税額及び控除限度額をそれぞれ計算することができる。一旦計算方法を選定した場合、5年間変更してはならない。 ● 企業が国外で取得した持分配当所得につき、規定に従い当該企業の国外株式配当所得の控除可能な所得税額及び控除限度額を計算する場合、当該企業が直接又は間接的に20%以上の株式を保有する外国企業は、財税[2009]125号文に定める株式保有方式にて確定の五階級までの外国企業に限定する。

見逃しなく

- 事前備案・後続管理が実施される。
- 利益分配を行う企業は国外投資者が提出する資料を適切に審査し、適用条件を満たされる場合、所轄税務機関への備案を行い、源泉所得税は暫定的に徴収しない同時に主管税務機関に執行状況を報告する。
- 税務機関の後続管理において、国外投資者が納税繰延優遇措置を享受する条件を満たしていないと判断された場合、利益配分に属する企業責任を除いて、国外投資者が規定通りに税金申告をしていないとみなされ、法律に基づき納税遅滞の責任が問われ、税金納付遅延が生じた期間は、関連利益を処分した日から計算される。
- 納税繰延優遇政策の対象である国外投資者が実際にはこれを享受していない場合、関連税金の実際納付日から3年以内に当該政策享受の追加申請を行うことができ、納付済みの税金の還付を受けることができる。
- 国外投資者が納税繰延優遇政策を享受した後、持分譲渡、買戻し、清算等の方式で当該部分の納税繰延優遇政策を享受した直接投資を実際に回収した場合、実際に関連代金を取得した日から7日以内に税務部門に繰延税金の納付を申告しなければならない。
- 持分譲渡、買戻し、清算などの方法で政策による優遇を実際回収した直接投資について、関連金額が回収された7日以内、税務部門に繰延税金の納付を申告しなければならない。
- 納税繰延優遇政策を享受した後、被投資先企業が再編され、特殊性税務処理が行われる場合、国外投資者は源泉所得税の暫定的不徴収の政策を継続して享受することができる。

© 2018 致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）。著作権所有。



「Grant Thornton致同」とは、Grant Thorntonメンバー事務所が監査、税務及びコンサルティングサービスを提供する際に使用するブランドであり、文脈によりひとつまたは複数のメンバーファームを指します。致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）はGrant Thornton International Ltd (GTIL, 致同国際) のメンバーファームです。GTIL(致同国際)及び各メンバーファームはグローバルパートナーシップ関係ではありません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。サービスは各メンバーファームより提供します。GTIL（致同国際）はクライアントにサービス提供を行いません。GTIL（致同国際）及び各メンバーファームは代理関係になく、お互いに義務も存在せず、互いの行動または不作為に対しても責任を負いません。当該速報に含まれる情報は参考の用にのみ使用されます。当該速報の情報に基づき採用したあるいは採用しない行動による直接、間接または偶発的な損失に対して、致同(Grant Thornton)は一切の責任を負いません。